最終更新日：2021年6月28日
カネソウ株式会社
代表取締役社長 近藤　健治
問合せ先：TEL. 059(377)4747(代表)
証券コード：5979
http://www.kaneso.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、法令順守に基づく企業倫理の重要性を認識するとともに、株主、取引先、地域社会、従業員などの各利害関係者と良好な関係を保ち、企業の社会的責任を全うするため、経営の健全性、透明性の向上、事業環境の変化に迅速かつ的確に対応できる効率的な経営システムの構築・発展が、最も重要な経営課題のひとつであると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2－4　議決権の電子行使と招集通知の英訳】
当社は、現在の株主状況において海外投資家の比率が極めて低いことから、今後、海外投資家比率の推移を踏まえながら、有用と判断した場合、業務の効率、効果等を勘案し、議決権の電子行使、及び招集通知の英訳への対応について検討していきます。

【補充原則3－1－2　英語での情報の開示・提供】
当社は、現在の株主状況において海外投資家の比率が極めて低いことから、英訳による情報開示はしておりません。今後、海外投資家比率の推移を踏まえながら、有用と判断した場合、業務の効率、効果等を勘案し、英訳への対応について検討していきます。

【原則4－11　取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】
当社の取締役会は、事業部門運営、役割の実効性を高めるための各業務執行取締役として構成しており、監査等委員会は、社外にて経営、監査部門での豊富な経験を持ち、財務、会計に関する知識を有する取締役で構成されており、取締役会全体での機能向上を図っております。当社の取締役（監査等委員である取締役含む）は性別等の規定をするものではなく、ジェンダーや国際性の面を含む多様性についての見識も深め、適切な対応が図れるものと考えておりますが、構成についても、今後検討していきます。

【補充原則4－2－1　取締役の報酬】
当社の取締役報酬は、経営目標の達成と持続的な企業価値の向上に繋がるものとし、個々の取締役報酬の決定については、各職責を踏まえた適正な水準とすることを方針としております。
当社の現状では、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬制度は設けておりませんが、妥当性、透明性と公平性を確保し、業績を鑑み、健全なものと考えており、インセンティブが機能する制度については、今後の検討課題と考えております。

【補充原則4－11－3　取締役会の実効性評価】
当社は、取締役会全体の実効性分析、評価については、定例の取締役会において確認しており、取締役会の機能向上、企業価値向上の観点から、評価方法、開示について検討していきます。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　政策保有株式】
当社は、政策保有としての株式を取引の維持、強化を目的に、2021年3月末時点で上場・非上場銘柄併せて9銘柄保有しておりますが、総資産に占める割合はわずかであり、期間損益に大きな影響が及ぶことはありません。
保有については、有効性、資産管理上で当社の必要性を毎年、取締役会で検討の上、決定しております。保有の必要性が薄れた株式については、発行会社の状況等を考慮した上で、売却を進めるものとします。
また、政策保有株式に係る議決権の行使については、当社および発行会社の企業価値向上の観点から賛否を判断し、適切に行使します。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
当社は、役員や主要株主との取引は、取締役会規程に定めており、取締役会にて報告、決議をされ、適切に判断できる体制になっております。

【原則2－6　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、企業年金制度を現在採用しておりません。一時金制度のため、当社規程に基づき、健全な経営を推進し、適切に管理しています。

【原則3－1　情報開示の充実】
（1）基本理念や倫理綱領として当社ホームページに開示しており、経営のキーワードとして目標とすることを掲載しております。
（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、コーポレートガバナンスに関する報告書に開示しております。
（3）取締役の報酬を決定するに当たっての方針は、コーポレートガバナンスに関する報告書及び有価証券報告書、及び株主総会招集通知に開示しております。
（4）取締役の選解任に当たっての方針は、コーポレートガバナンスに関する報告書に開示しております。
（5）新任取締役候補者、社外取締役候補者の選解任についての説明は、コーポレートガバナンスに関する報告書、有価証券報告書、及び株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則４－１－１　経営陣への委任の範囲】
　当社は、経営計画の決定と各事業部門による業務執行体制により進める概要をコーポレートガバナンス報告書に開示しております。
取締役会は、各部門から発案された案件について、取締役会規程、及び職務権限規程に基づいて審議し、業務執行を行っております。
なお、監査等委員会設置会社となり、重要な業務執行の決定を取締役に委任することができるようにしております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、独立社外取締役の選定に当たっては、会社法等の定める基準を満たすことによる独立性を確保し、取締役会において高い見識に基づき、経営判断に適切な意見ができる人材を選定することとしており、有価証券報告書及びコーポレートガバナンスに関する報告書に開示しております。

【補充原則４－１１－１　取締役会の実効性確保】
当社は、監査等委員会設置会社であり、業務執行取締役が１１名、監査等委員は３名、うち２名は社外取締役であり、独立性を高めております。取締役候補者の選定においては、知識、経験、実績等を勘案して、取締役会において決定する方針をとっており、取締役相互の評価により適切に指名しております。社外取締役は、培われた経験と当社の経営への助言ができる見識を基に選任しております。

【補充原則４－１１－２　取締役の兼任】
社外取締役の他社での兼任状況は、有価証券報告書、株主総会招集通知に開示しており、他の上場会社役員を兼任しておりません。また、兼任している場合は適切に開示します。業務執行取締役は全員、当社以外の上場会社役員を兼務しておりません。

【補充原則４－１１－３　取締役会の実効性評価】
当社は、取締役会全体の実効性分析、評価については、定例の取締役会において確認しており、取締役会の機能向上、企業価値向上の観点から、評価方法、開示について検討していきます。

【補充原則４－１４－２　取締役に対するトレーニングの方針】
当社は、取締役が役割及び機能を果たすために必要とする情報等を随時提供し、職務遂行を支援しております。また、外部研修・社内セミナー等、業務上必要な知識を習得する機会を継続的に提供しております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主からの対話（面談）の申し込みに対しては、担当部署を管理部とし、同部門の担当取締役が適切に受け入れ、株主からのご意見等を聞き、経営面に反映させていくことが有効と考えております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
小林鋳造有限会社	375,000	26.33
小林　正和	315,000	22.12
小林　昭三	100,000	7.02
小林　誠子	100,000	7.02
小林　裕和	100,000	7.02
榊原　靜枝	45,000	3.16
神谷　布左子	45,000	3.16
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	16,200	1.13
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	15,600	1.09
株式会社百五銀行	15,600	1.09

支配株主（親会社を除く）の有無	小林　正和
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	3 月
業種	金属製品

直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は支配株主と取引等を行う場合には、他の会社と取引を行う場合と同様に契約条件、市場価格等を勘案し、適切な取引条件とすることを基本方針としております。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	14 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
木原　昌弥	他の会社の出身者								△			
山田　康之	他の会社の出身者								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

木原　昌弥	○	○	社外取締役木原昌弥は、当社取引金融機関である株式会社百五銀行出身者でありますが、当社は無借金経営を行っておりますので、当該銀行が当社の事業活動に多大な影響を与え得る取引関係はないと判断しておりますことから、概要の記載は省略しております。	社外取締役木原昌弥は、株式会社百五銀行において取締役及び監査役を歴任し、幅広い知識と経験を有しており、また当社の社外取締役であることから、当社の事業内容等にも精通しているため、金融機関において培われた経験を生かし、公正・中立な立場で、幅広い見地から業務監査等を行っていただくため、選任いたしました。 (独立役員指定理由) 社外取締役木原昌弥は、当社取引金融機関である百五銀行の役員経験者でありますが、当社は無借金経営を行っておりますので、当該銀行が当社の事業活動に多大な影響を与え得る取引関係はないと判断しております。また同氏は、すでに当該銀行を退社しているため、株主の付託を受けた独立機関として、公正・中立な立場を保持しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
山田　康之	○		社外取締役山田康之は、当社取引金融機関である株式会社三菱ＵＦＪ銀行出身者でありますが、当社は無借金経営を行っておりますので、当該銀行が当社の事業活動に多大な影響を与え得る取引関係はないと判断しておりますことから、概要の記載は省略しております。	社外取締役山田康之は、株式会社三菱ＵＦＪ銀行において、支店長、主に営業部門の主要な役職を経た後、同行の関連会社において取締役を歴任し、幅広い知識と経験を有しており、また当社の社外取締役であることから、当社の事業内容等にも精通しているため、公正・中立な立場で、幅広い見地から業務監査等を行っていただくため、選任いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は設置しておりませんが、管理部門をはじめとする内部統制部門が中心となり、必要な資料・情報の提供、説明の要求等に、即座に対応できる体制が確保されているため、現在の体制を採用しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の監査等委員会、会計監査人、内部監査部門とは、年間計画、監査報告会等を通じて情報の交換、相互の連携を図っております。会計監査人が期末及び期中に監査を行う際には、その監査期間に随時報告会を行っておりますが、常勤監査等委員及び内部監査室長は報告会に出席し、監査内容、監査結果についての報告を受け、意見交換を行っております。また、管理部門をはじめとする内部統制部門は、これら三者と必要に応じて適時に情報や意見の交換を行い、それぞれの監査の実効性を高めるよう努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、株主総会の決議に基づき、取締役会において相応な報酬等を決定する方法が妥当であると考えているため、取締役へのインセンティブ付与に関する施策は実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社の取締役に対する報酬等の額は、有価証券報告書及び事業報告に役員区分ごとの報酬等の総額、対象となる役員の員数等を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役に対する報酬の額の算定方法は、取締役の知識、経験、実績等を勘案して、取締役会において決定する方針をとっております。

【社外取締役のサポート体制】

当社は、社外取締役を補佐する担当部署または担当者は設置しておりません。

2.業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1.業務執行の方法

当社の業務執行の方法は、各部門から発案された業務執行に関わる案件について、職務権限規程に基づいて決裁権限者が決裁を行っております。取締役会による決議が必要な案件については、毎月の定例取締役会において審議、決裁を行っておりますが、緊急を要する案件については、臨時取締役会を開催して審議、決裁を行っております。

2.監査の方法

当社の監査の方法は、内部監査については、内部監査室(内部監査室長1名)を設置し、内部監査室長が年に1回程度各部門に対して業務監査を実施し、社長への報告を行っております。内部監査室の監査方針は、(1)経営方針を順守し、中・長期利益計画を実践するための企業体質の向上を目標とし、その実現をはかる。(2)金融商品取引法における内部統制システムの内部監査は、全社統制、決算・財務報告プロセス、業務プロセス(販売・購買・棚卸資産)及びIT統制の運用状況及びロールフォワードの内部監査を行い、内部統制行為が未整備な項目の継続的な改善をはかる。(3)前期内部監査におけるフォローアップと今期の各部門別経営方針の実施状況及び方策を確認し、全社の年度経営方針達成をはかる。であります。

監査等委員会監査については、当社は監査等委員会制度(監査等委員3名、うち社外取締役2名)を採用しており、常勤監査等委員が中心となり、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等から職務執行の状況を聴取し、重要な決済書類を閲覧するなどにより、取締役の業務執行を監査しております。監査等委員会の監査方針は、(1)取締役による職務執行の適法性を監査し、違法行為の防止に努める。(2)取締役による職務執行の妥当性を監査し、必要な助言・勧告に努める。(3)内部統制システムの機能状況及び運用状況を監査し、その有効性を高めるように努める。(4)会計監査人、内部監査部門との連携を密にして、監査の効率性、実効性を高めるように努める。であります。

会計監査人監査については、当社の会計業務監査を執行した公認会計士は加納俊平であり、有限責任監査法人トーマツに所属し、四半期末、期末に偏ることなく、期中においても適宜監査を実施しております。公認会計士には、正しい会計情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。当社と有限責任監査法人トーマツ及びその業務執行社員との間に、特別の利害関係はありません。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他4名であります。

3.取締役の活動状況

当社の取締役会の活動状況は、毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監視しております。

4．取締役候補者の選定及び取締役の報酬の内容の決定方法

当社の取締役候補者の選定及び取締役の報酬の内容の決定方法は、取締役候補者及び取締役の知識、経験、実績等を勘案して、取締役会において決定する方針をとっております。

5．監査等委員会の機能強化に係る取組み状況

⑴ 監査等委員会による監査を支える人材・体制の確保状況

監査等委員会による監査を補佐する担当部署又は担当者は設置しておりませんが、必要な資料・情報の提供、説明の要求等に、即座に対応できる体制を確保しております。

⑵ 財務・会計に関する知見を有する監査等委員の選任状況

常勤監査等委員である取締役は、当社における事業経験、内部監査経験等から、また監査等委員である社外取締役は、金融機関等における役員経験、当社における社外監査役経験等から、財務・会計に関する知見を十分に備えていると認識しております。

⑶ 独立性の高い社外取締役の選任状況

当社と監査等委員である社外取締役との間で、人的関係、資本的関係又は取引関係などの利害関係はありません。よって、客観的、中立的な立場での監査機関として機能しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、客観的、中立的な立場の社外取締役2名を含む監査等委員会と、事業経験者としての知識と経験を有する取締役で構成する取締役会とで、経営の公正性及び透明性を高め、効率的な経営システムの確立と、経営の監視機能の確立に努めております。また、監査等委員会、内部監査室、会計監査人の相互の連携が図られており、経営監視機能の客観性及び中立性を確保する体制が機能していると判断しておりますことから、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	名証IRエキスポに参加し、担当役員等により事業内容、業績等の説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	名証IRエキスポに参加し、担当役員等により事業内容、業績等の説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ「IR資料」（URL：http://www.kaneso.co.jp/ir/index.htm）に、決算短信、四半期決算短信、事業報告及び有価証券報告書を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社のIR担当部署は管理部であります。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	人が生活していくうえで必要な環境や社会に配慮した製品を開発し、環境保全に役立てることで、人と社会に貢献し、持続的な企業価値の創造に向け取り組んでおります。リサイクル性、省エネルギー化、緑化関連などCO_2の抑制につながる取組み、防災や安心・安全をテーマとし、人と社会の共生を推進しております。他に、地域清掃、防犯活動、環境保全活動に取り組んでおります。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

［取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制］

当社は、「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「事業活動に関わる法令等の順守」及び「資産の保全」という4つの目的を達成するため、内部統制システムの構築をしてまいります。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制を整備することが、最も重要な経営課題のひとつであることを、取締役はじめ全役職員が認識するとともに、体制の構築を推し進め、株主、取引先、地域社会、従業員から信頼される会社となることを基本方針としております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
「倫理法令順守マネジメントシステムの枠組みに関する規程」に基づいた「倫理法令順守マネジメントマニュアル」により、構築すべき倫理法令順守マネジメントシステムの枠組みを示し、倫理法令順守のパフォーマンスを高め、「自浄メカニズム」、「主体的改善メカニズム」がより良く働く組織をつくることを進める。また、法令順守・企業倫理について統一した考えを明確にし、企業責任を果たす行動をとるため、全社員共通、共有の「基本理念・経営ビジョン」に行動指針・規範を明記し、社員の倫理観、道徳観を教育する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に関する文書等は、「文書管理規程」に従って保存及び管理する。情報の管理については、「情報技術－セキュリティ技術－情報セキュリティマネジメントシステム　要求事項」に基づいた「ＩＳＭＳマニュアル」により、保有する情報の保全を図る。また、知り得た個人情報については、「個人情報保護マネジメントシステム－要求事項」に従って管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスクマネジメント―原則及び指針」に基づいた「リスクマネジメントマニュアル」により、日常活動を通じてリスクを発見し、それらを適切に処理する。また、リスクマネジメント方針に基づき、システムの運用展開を図ることにより、経営に関わるリスクを全社的視点で合理的かつ最適な方法で管理し、全体最適かつ機動力の高い対応を行う。そして組織が緊急事態に陥った場合、組織の機能を維持し、迅速に復旧できるよう緊急時対策及び復旧対策を計画し、実行していくために、適切なリスクマネジメントの導入を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「取締役会規程」等の社内規程を順守するとともに、毎月1回の定例取締役会の他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行を監視する。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、グループ会社の状況に応じて、当社の社内規程に準じて必要な管理を行うとともに、会計監査人等へ必要な情報を提供し、グループ会社の業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。また、監査等委員会は会計監査人等と連携を図り、グループ会社全体の管理、監督を適正に行う。

(6) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従って、直ちに監査等委員会に報告する。当社は、当該報告を行った者に対し、解雇その他いかなる不利益な取扱を行わないことを「公益通報者保護法に関する内部規程」に定め運用している。

(7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、「監査等委員会規程」、「監査等委員会監査等基準」に基づいて常勤監査等委員が中心となり、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から職務執行の状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧するなどにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行を監査する。また、監査等委員会は、必要に応じ、弁護士、公認会計士、その他法律・会計の専門家等を活用することができ、その費用は会社が負担するものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力及びその団体との関係を遮断し排除することが、当社に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保のために不可欠であることを認識し、その対応は総務部が統括部門となり、警察等関係機関、顧問弁護士等と緊密に連携して適切に対応する体制を整備しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

コーポレート・ガバナンス体制

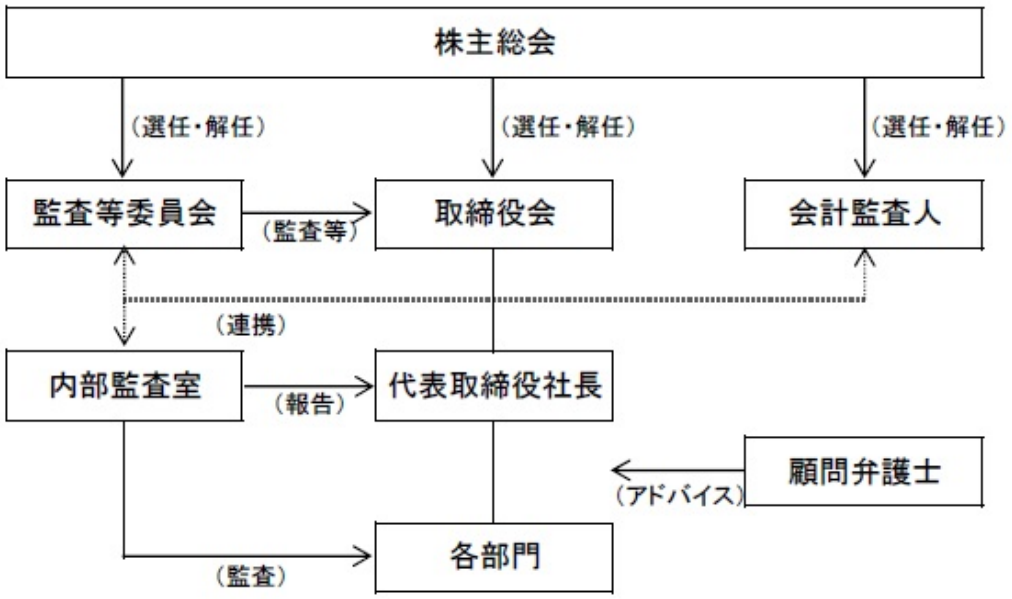

適時開示体制の概要

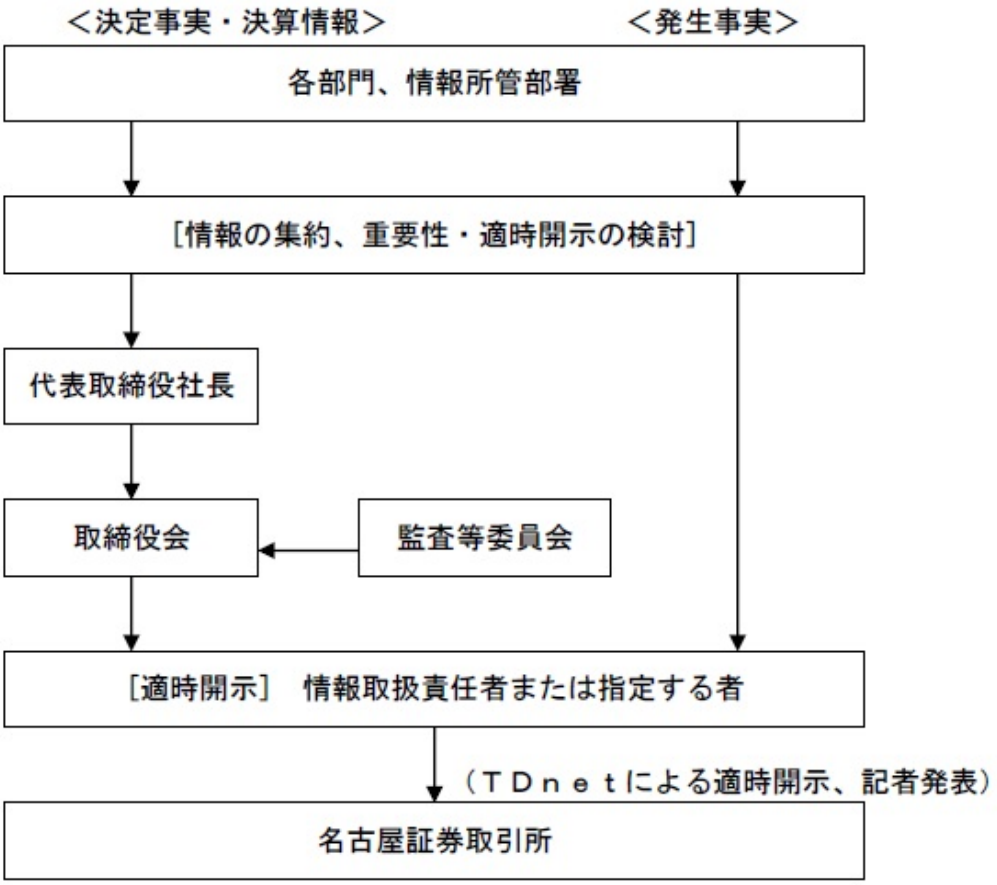
＜決定事実・決算情報＞
＜発生事実＞
各部門、情報所管部署
［情報の集約、重要性・適時開示の検討］
代表取締役社長
取締役会
監査等委員会
［適時開示］　情報取扱責任者または指定する者
（ＴＤｎｅｔによる適時開示、記者発表）
名古屋証券取引所